

支援センターだより  
No. 6

## なぜ必要?

# 税理士業務と成年後見制度

東北税理士会成年後見支援センター  
(公益活動対策部)

東北税理士会成年後見支援センターだよりの6回目は、後見人の業務である身上監護についてです。

### はじめに

成年後見人等の仕事は、成年被後見人の財産管理と身上監護とされおり、いずれも善良なる管理者としての注意義務を負っています。(民法869条において準用する644条)

このうち、財産管理については私達税理士の日常業務であり、それが何であるか迷うことはさほど多くはないでしょう。しかし「身上監護」については、身

の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」としてい

ます。成年後見人の権限、すな

く、その職務範囲と職務の具

体には法律行為と、それに付随

する事実行為に限られます。具

体的には、次のようなものが上げら

れます。(日税連成年後見支援セ

ンター・成年後見ガイドブックよ

り引用)

### 2 身上監護の法的根拠

身上監護とは「被後見人の身

の生活、療養看護」について

というこの条文は、いかようにも読み取れそうです。「被後見

の解釈を拡大すると、後見人に

内以外の第三者後見人にとって

判断に迷うことが多々あると思

われます。

生活、療養看護に関する全般

介護労働義務・家事労働義務ま

(1) 身上監護業務としての法律行為

イ 病院等の受診、医療・入退

院等に関する契約等

ハ 福祉施設の入退所・通所に

関する契約、費用の支払

二 公租公課・公共料金等に関

連して必要な手続等

ホ 社会保障給付に関連して必

要な申請、手続き

ヘ 保健・福祉・介護サービス

に関連して必要な申請等

ト 文化活動その他の社会参加

に関する契約、費用の支払

チ イからトに関連する手続

上の異議申立、訴訟行為

(2) 身上監護業務としての法律

行為に付随する必要な事実行為

イ 本人の状況に応じた定期

・不定期の訪問による本人

の心身状態、生活状況、社

会参加に対する希望の把握

並びに意思確認

ロ 本人の住居の確保のため

の情報収集並びに本人の意

思確認

ハ 福祉施設等を決定するた

めの情報収集並びに本人の

意思確認

二 保健・福祉・介護サービ

ス内容に対する監視・監督

行為

ホ その他契約の履行に関する

監視・追跡調査

ヘ 本人を取り巻く支援関係

で要求することになるのでしょ

うか?法定後見制度がただ単に、

家事などの生活中必要な身の回

りの事実行為が出来なくなつた

という状況を救済する制度でな

いことは、十数年を経て認めら

れるところです。被後見人に対

する「保護が間に合わないといっ

た急を要する場面」以外では、

被後見人の「介護に対しても成年

後見人が行うべき対応は、原則

としてやはり介護に対する手配

と見守りにとどめるべき」(上

書房・鬼丸かおる他編著「成年

後見の法律相談」P74)とされ

ますが、法律上の身上監護概念

については、必ずしも明確では

ありません。身上監護に関する

一般規定である民法858条は、

成年後見人の職務について「成

年被後見人の生活、療養看護及

び財産の管理に関する事務を行

うに当たっては、成年被後見人

の意思を尊重し、かつ、その心

家事・介護労働です。

そのため、ともすれば成年後見

人等への期待は大きくなりがちで

ます。成年後見人の権限、すな

く、その職務範囲と職務の具

体には法律行為と、それに付隨

する事実行為に限られます。具

体的には、次のようなものが上げら

れます。(日税連成年後見支援セ

ンター・成年後見ガイドブックよ

り引用)

者との状況確認・調整等

ロ 本人の住居の確保に関する

契約、費用支払

ハ 福祉施設の入退所・通所に

関する契約、費用の支払

二 公租公課・公共料金等に関

連して必要な手続等

ホ 社会保障給付に関連して必

要な申請、手続き

ヘ 保健・福祉・介護サービス

に関する契約、費用の支払

ト 文化活動その他の社会参加

に関する契約、費用の支払

チ イからトに関連する手続

上の異議申立、訴訟行為

(2) 身上監護業務としての法律

行為に付随する必要な事実行為

イ 本人の状況に応じた定期

・不定期の訪問による本人

の心身状態、生活状況、社

会参加に対する希望の把握

並びに意思確認

ロ 本人の住居の確保のため

の情報収集並びに本人の意

思確認

ハ 福祉施設等を決定するた

めの情報収集並びに本人の

意思確認

二 保健・福祉・介護サービ

ス内容に対する監視・監督

行為

ホ その他契約の履行に関する

監視・追跡調査

ヘ 本人を取り巻く支援関係

者との状況確認・調整等

ロ 本人の住居の確保に関する

契約、費用支払

ハ 福祉施設の入退所・通所に

関する契約、費用の支払

二 公租公課・公共料金等に関

連して必要な手続等

ホ 社会保障給付に関連して必

要な申請、手続き

ヘ 保健・福祉・介護サービス

に関する契約、費用の支払

ト 文化活動その他の社会参加

に関する契約、費用の支払

チ イからトに関連する手続

上の異議申立、訴訟行為

(2) 身上監護業務としての法律

行為に付随する必要な事実行為

イ 本人の状況に応じた定期

・不定期の訪問による本人

の心身状態、生活状況、社

会参加に対する希望の把握

並びに意思確認

ロ 本人の住居の確保のため

の情報収集並びに本人の意

思確認

ハ 福祉施設等を決定するた

めの情報収集並びに本人の

意思確認

二 保健・福祉・介護サービ

ス内容に対する監視・監督

行為

ホ その他契約の履行に関する

監視・追跡調査

ヘ 本人を取り巻く支援関係

者との状況確認・調整等

ロ 本人の住居の確保に関する

契約、費用支払

ハ 福祉施設の入退所・通所に

関する契約、費用の支払

二 公租公課・公共料金等に関

連して必要な手続等

ホ 社会保障給付に関連して必

要な申請、手続き

ヘ 保健・福祉・介護サービス

に関する契約、費用の支払

ト 文化活動その他の社会参加

に関する契約、費用の支払

チ イからトに関連する手続

上の異議申立、訴訟行為

(2) 身上監護業務としての法律

行為に付随する必要な事実行為

イ 本人の状況に応じた定期

・不定期の訪問による本人

の心身状態、生活状況、社

会参加に対する希望の把握

並びに意思確認

ロ 本人の住居の確保のため

の情報収集並びに本人の意

思確認

ハ 福祉施設等を決定するた

めの情報収集並びに本人の

意思確認

二 保健・福祉・介護サービ

ス内容に対する監視・監督

行為

ホ その他契約の履行に関する

監視・追跡調査

ヘ 本人を取り巻く支援関係

者との状況確認・調整等

ロ 本人の住居の確保に関する

契約、費用支払

ハ 福祉施設の入退所・通所に

関する契約、費用の支払

二 公租公課・公共料金等に関

連して必要な手続等

ホ 社会保障給付に関連して必

要な申請、手続き

ヘ 保健・福祉・介護サービス

に関する契約、費用の支払

ト 文化活動その他の社会参加

に関する契約、費用の支払

チ イからトに関連する手続

上の異議申立、訴訟行為

(2) 身上監護業務としての法律

行為に付随する必要な事実行為

イ 本人の状況に応じた定期

・不定期の訪問による本人

の心身状態、生活状況、社

会参加に対する希望の把握

並びに意思確認

ロ 本人の住居の確保のため

の情報収集並びに本人の意

思確認

ハ 福祉施設等を決定するた

めの情報収集並びに本人の

意思確認

二 保健・福祉・介護サービ

ス内容に対する監視・監督

行為

ホ その他契約の履行に関する

監視・追跡調査

ヘ 本人を取り巻く支援関係

者との状況確認・調整等

ロ 本人の住居の確保に関する

契約、費用支払

ハ 福祉施設の入退所・通所に

関する契約、費用の支払

二 公租公課・公共料金等に関

連して必要な手続等

ホ 社会保障給付に関連して必

要な申請、手続き

ヘ 保健・福祉・介護サービス

に関する契約、費用の支払

ト 文化活動その他の社会参加

に関する契約、費用の支払

チ イからトに関連する手続

上の異議申立、訴訟行為

(2) 身上監護業務としての法律

行為に付随する必要な事実行為

イ 本人の状況に応じた定期

・不定期の訪問による本人

の心身状態、生活状況、社

会参加に対する希望の把握

並びに意思確認

ロ 本人の住居の確保のため

の情報収集並びに本人の意</